

別表(第9条関係)
放課後児童クラブ利用料金表(令和8年度 口座振替日)

料金区分

区分A	区分Bに当てはまらない世帯
区分B	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の受給者が属する世帯及びこれに準ずると市長が認めた世帯

利用形態

(1)	通年利用する児童
(2)	小学校の長期休業期間のみ利用する児童

利用料金表

利用形態	(1)通年			利用形態	(2)長期のみ	
区分 月	A	B	振替日	区分 月	A・B (期間額)	振替日
4月	5,000	3,000	6月1日(月)	4月	3,000	6月1日(月)
5月	4,500	2,500	6月30日(火)	5月		
6月	4,500	2,500	7月31日(金)	6月		
7月	5,000	3,000	8月31日(月)	7月	3,000	9月30日(水)
8月	8,500	5,000	9月30日(水)	8月	5,000	
9月	4,500	2,500	11月2日(月)	9月		
10月	4,500	2,500	11月30日(月)	10月		
11月	4,500	2,500	12月25日(金)	11月		
12月	4,500	2,500	2月1日(月)	12月	3,000	3月1日(月)
1月	5,000	3,000	3月1日(月)	1月		
2月	4,500	2,500	3月31日(水)	2月		
3月	5,000	3,000	4月30日(金)	3月	3,000	4月30日(金)

- (1)の児童で学年始休業日(4月)、夏季休業日(7・8月)、冬季休業日(12・1月)及び学年末休業日(3月)が属する月の学校登校日のみを利用した場合は、利用した日数に日額250円を乗じた額とする。
- 開設時間(午後5時30分)を超えて利用した場合は、1日につき上記利用料金に100円を加算する。
- 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護世帯は、利用料金を免除することができる。
- 料金区分Aの児童で利用日の属する年度の市民税が非課税の世帯は、料金区分Bの利用料金に減額することができる。
- 学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日の利用を半日にした場合は、該当する期間の利用料金を減額する。
- (1)通年の場合は、別途定めた額とする。
- (2)長期のみの場合は、2分の1の額とする。
- おやつ代は、利用料金に含む。
- 事前に「利用中止届」又は「利用一時中止届」の提出がない場合は、利用実績がなくても利用料が発生する。